

仕 様 書

1. 業務名

川場村における木質バイオマス発電電気の売却

2. 契約期間

契約日～平成31年3月31日（日）

3. 履行期間（売却期間）

平成29年4月10日～平成31年3月31日

但し、売却開始日については発電所の整備状況等により、変更になる可能性がある。その場合は（株）ウッドビレジ川場（以下「発電者」という）と両者協議のうえ、開始日を決定する。

4. 電気の売却及び契約対象となる発電所

発電者は、次に掲げる発電所（以下「本発電所」という。）で発電する電気のうち、本発電所内等で使用する電気を除いた全量（以下「売却電力量」という）を買受人に売却する。

なお、本発電所は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）第6条1項の規定による認定を売却開始日までに受けるため、現在、申請手続き中である。売却開始日までに当該設備認定を受けることができなかった場合には、本業務の開始を遅らせることとする。

発電施設名：ウッドビレジ川場バイオマス発電施設

発電所所在地：群馬県利根郡川場村大字立岩塩川原661-1

最大出力：45キロワット

再生可能エネルギー源：木質バイオマス（未利用間伐材）

電気方式：交流三相3線式、電圧6,600ボルト

5. 売却電力量

(1) 目標売却電力量

目標売却電力量を次表に示す。実際の売却に当たっては、売却電力量を保証するものではない。

また、売却電力量が目標売却電力量と比較して増減がある場合にも、買受人はその全量を購入するものとする。

発電年度	目標売却電力量	年間目標稼働率
平成29年度	226,800キロワット時	約60%（210日）
平成30年度	324,000キロワット時	約82%（300日）
計	550,800キロワット時	

(2) 売却電力量の計量

売却電力量の計量は、本発電所内に設置されている記録型計量器により買受人が行うものとする。

なお、売却電力量に1キロワット時未満の端数があるときは、小数点第1位を四捨五入するものとする。

6. 発電の停止及び制限

次の事由により、発電者は発電を停止又は制限できるものとする。ただし、発電者は可能な範囲において、発電停止時間の縮小や買受人への事前の通知に努めるものとする。

- (1) 本発電所の施設、設備の故障等
- (2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第5条第1項第3号に基づく出力抑制
- (3) その他保安上の必要がある場合

7. 設備の点検、作業等及び設備の更新に伴う発電停止

設備の機能を維持するために、定期点検、作業等（以下「定期点検等」という。）及び設備の更新により発電を停止する必要があるときは、発電停止日時、予定期間等を買受人へ可能な限り1週間前までに通知することとする。

8. 電気料金の算定

毎月の電気料金は、次に定める毎月の電力量料金の算定方法により算定した料金に消費税等相当額を加えたものとする。

(1) 毎月の電力量料金の算定方法

売却電力量に料金単価を乗じた金額。ただし、この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2) 消費税等相当額

消費税等相当額とは、消費税法（昭和63年法律108号）の規定により課される消費税及び地方税法（昭和25年法律226号）の規定により課される地方消費税に相当する金額の合算額をいう。

9. 電気料金の支払

買受人は、8に従い算定された電気料金を、電力を受給した月の翌月10日までに発電者に通知し、発電者が発行する納入通知書により、当該納入通知の納期限までに納付しなければならないものとする。

ただし、支払期日が金融機関の休業日の場合には、支払期日の前営業日までとする。

10. 記録

発電者が買受人に電力の受給に関する記録の提出を求めたときには、買受人はこれに協力するものとする。

11. その他

- (1) 本契約の履行にあたり知り得た事柄について、発電者の許可なく他に漏らしては

ならない。なお、本契約終了後についても同様とする。

- (2) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、発電者と協議のうえ、その決定に従うものとする。
- (3) 本契約に関して紛争が生じた場合には前橋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。